

第五回 参議院農林委員會會議錄第十一号

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○農協同組合自治監査法を廢止する法律案(内閣提出)

○農協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午前十時三十分開會

○委員長(補見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に農協同組合自治監査法を廢止する法律案を議題にいたします。この法案につきましてもは大体質疑は盡されたと思

いますが、尙御質疑がありますればお聞きいたします。若しございませぬければ直ちに討論採決に入りたいと思

います。【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(補見義男君) 御異議ないようでありますから、それではこれから討論採決に入ります。

○藤野繁雄君 農協同組合を健全に發達せしむるためには、農協同組合の経営に過ちなからしむるよう、善導し、且つ監視することが肝要であります。この意味におきまして監査聯合

会は設立以來効果を上げて来たのであります。現行の農協同組合法の建

前からいたしますれば適當でないの

ありますから、本案には賛成するもの

であります。併しながら前にも申し上げ

ました通り、農協同組合の経営に遺憾なきを期することが、農協同組合を健全に發達せしむる土合でありますから、政府は速かに幹事に監査知識を

與えて自治監査を勵行せしむると共に、農協同組合連合会に監査指導員を設置せしめて、所属組合からの希望に應じて經理の方法を指導し、運営上の失敗を未然に防止する等の措置を講ぜられんことを要望いたしまして私の討論を終ります。

○委員長(補見義男君) 他に御意見もないうでありますから……

○山崎 恒君 この監査法はすでに産業組合当初からの大きな役割を持つて来たのであります。只今も藤野委員から話されましたように、現在の我が國の協同組合法から見ると、監査法そのものは両立しないことは当然であるのであります。すでにこの三万に

なんぐとするとこの協同組合が全國に發足しておるのであります。この發足したところの協同組合が現在非常に……、すでに一年有余を経ない今日、經理上のいざこざが多いというふうな風評が甚だ多いのであります。このままにいたしましたならば、我が國の協同組合が果して健全に發達するかどうかという事は、非常に今から危ぶまれる問題であるのであります。さ

ようなことで今後この監査の問題、或いは經理の指導という面は非常に重要な問題であるのであります。法律を廢止いたしましたして、自治的に何らかの

方法を講じませんとすると、町村の農民が一應幹事に選任されましても数字すら分らない幹事が非常に多い、尙更このバランスを見るよう幹事というものはたまさかであるという点からいた

しますれば、幹事のこの徹底したところの經理上の教育というものが、今後協同組合の健全な發達に如何に必要であるか、ということをお考えするとき

に、政府におきましても、十六原則から考えますという、政府は解散その他の問題につきましても、行政上の措置は何ら講ずることができないのであります。この指導の面に何らかの政府の打

つべき手があるであろうと思われま

るので、一應政府の考え方を御聞きいたしたいと、こう思つてあります。

○政府委員(池田宇右衛門君) 山崎さん、それは私から前に同感の趣旨を申して、政府としても嚴重に監査の事務を行われて、組合經理上における間違

いのないよう何らかの方法を講じ、尙これが強化策といたしまして講習会の方法を取つて、そうして完全を期す

ということを答弁したのであります。

○山崎 恒君 ああそうですか、ではそういう点を要望いたしまして賛成いたしたいと思います。

○委員長(補見義男君) それではこれから採決いたしますと思ひます。

「農協同組合自治監査法を廢止する法律案」について御賛成の方の御起立をお願いいたします。

【総員起立】

○委員長(補見義男君) 総員起立でありますから、それによつて可決するに決定いたしました。

○委員長(補見義男君) 次に農協同組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。本件につきましても質疑は終了したようでありますから、これから討論に入りたく存じます。

○藤野繁雄君 私は本改正案には賛成するものでありますけれども、農協協同組合が設立されて以來、今日まで政府の施策は眞に農協協同組合が協同組合として發展し得る経済的な基礎づけを何ら與えていないので、これは私は当時の農協協同組合が通過する際におきましても、協同組合が眞に農民解放の覺悟に基いて、農民保護の諸政策を取らないならば、一遍の作文に終るだらうと言つたのであります。果してそのごとく今日の農協協同組合が、眞に農業の協同經營化の方向に進まないならば、ただ看板を掲げておるのに過ぎないのであります。現在の政府におきましても、農業の協同組合に對しまして、一段の積極的な援助を與え得るような施策を以て眞に農業協同組合の健全な發達を期すべき方向に進んで頂きたい。政府のやつておることはただ向うから言われたことの部分について、或いはそれも極めて消極的な自主性のない形においてやられておることは、今度の農協協同組合法の一部を改正する法律案の中にもよく現われておるのであります。その日過ご

しのような形で行かれることは、決して我が國の農業再建の方向を辿らせるものではないと思つるので、そういう面について積極的な施策を是非立てて、眞に農協協同組合の發展し得る基礎を與えることを希望いたします。本改正案に賛成するものであります。

○藤野繁雄君 今回の農協協同組合法の改正は農民組織に関する十六原則の趣旨に基いて出されたものでありますから当然のことであるのであります。それであるから本案には賛成するものであります。ただ改正の第一点である農協協同組合と、競合關係に立つものの組合役員、又は主要職員を兼任を禁止することにつきましては、その競合關係におきや否やという解釈について、政府は速かに公平明確な基準を具體的に指示して、以て將來物議を醸し、組合運用に支障を生ずることのないよう処置せられると共に、法の施行を行政官廳が勝手にやることなく十分に民主的に行なわれるよう慎重を期せられんことを要望いたします。更にこの際私は農民組織に関する十六原則と農協協同組合の關係について、政府の反省と善処を要望したいと思つてお

ります。即ち政府は極東委員會から發せられました農民組織に関する十六原則は總司令部に對する指令でもあつて、日本政府に對する指令ではないとのこととありますが、國民は國民に對する指令であると思つて、全面的にこの指令の趣旨に基き、農協協同組合を運営して農民の福利を増進し、我が國の再

建を期すものであります。

○委員長(補見義男君) それでは只今から委員會を開會いたします。最初に農協同組合自治監査法を廢止する法律案を議題にいたします。この法案につきましてもは大体質疑は盡されたと思

いますが、尙御質疑がありますればお聞きいたします。若しございませぬければ直ちに討論採決に入りたいと思

います。【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員長(補見義男君) 御異議ないようでありますから、それではこれから討論採決に入ります。

○藤野繁雄君 農協同組合を健全に發達せしむるためには、農協同組合の経営に過ちなからしむるよう、善導し、且つ監視することが肝要であります。この意味におきまして監査聯合

会は設立以來効果を上げて来たのであります。現行の農協同組合法の建

前からいたしますれば適當でないの

ありますから、本案には賛成するもの

であります。併しながら前にも申し上げ

ました通り、農協同組合の経営に遺憾なきを期することが、農協同組合を健全に發達せしむる土合でありますから、政府は速かに幹事に監査知識を

建に貢献したいと熱望しておるのであります。政府においてもこの指令が出た以上は、その線に副うて自発的に積極的の農民組織を助長、育成する施策を講ずべきであるにも拘わらず、無爲傍觀の態度でおられることは極めて遺憾に考へるのであります。特に指令の六、七、十、十一、十四等の項目については、速かにその具体化の措置を要するものと思つてあります。即ち農業協同組合事業が發展するためには、鞏固な地方組織の確立が必要であるのでありますから、その組織形態は農民の自由を委し、農業協同組合連合会統の自由を開くべきであります。而も連合会の統合は決して独占禁止の精神に反するものではなく、却つて農業協同組合の精神及び農民組織十六原則の趣旨にも合致するゆゑんであることを強調いたしたいと思つてあります。

次に農業協同組合の役員中に新たに役員となつたものが多く、経営につき知識と経験を有する者が少いのでありますから、これらの役員に経営の実務、農業技術に関する特別な教育を実施し、且つ技術的の援助、助言その他のサーヴィスをいたしまして、農業協同組合が健全に發達するように育成の途を講ぜられたいのであります。

次に農業協同組合が経済活動をなすに當りまして、現行の取扱手続ではその活動の阻止するような点が多く、農民の福利増進を確保することができないのでありますから、これらの一切の差別的制限を廢止いたしまして、且つ農民が農民以外の勢力の支配を受けることを防止する措置を講ずるようにならねばならないのであります。以上を以て私の討論を終ります。

○委員長(補見義男君) 大休これで討論を終りましたから、農業協同組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に御賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○委員長(補見義男君) 総員起立。よつて本案は原案通り可決することに決定いたしました。尚以上両案に対する署名、委員長報告等は先例により然るべくお委せ願ひたいと思ひます。

多数意見者署名

石川 準吉 玉井 淳一
板野 勝次 加賀 操
羽生 三七 岡村文四郎
藤野 繁雄 山崎 恒
北村 一男 柴田 政次

○委員長(補見義男君) それでは午後二時まで休憩いたします。

午後三時五十分開会

○委員長(補見義男君) それでは只今から委員会を開会いたします。午前中に引続きまして再開いたします。食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案を議題にいたします。最初にお断り申上げて置きますが、実は大臣は四時から閣議があるようでありますが、従つて短時間しか本日はお休になりません。そこで本格的の質疑はやはり六日以降にして頂くことにして、休みの間にいろいろ御検討になる基礎的の事項について本日質疑を賜わり、それから六日まで政府の方に対していろいろ参考資料として御要求になる事項もあると思ひますから、そういう事項を後でお述べ頂くということで、本日は進めたいと思ひますから、そういうふううに一つお願いいたします。

○板野勝次君 併しこれの基本的の問題、これが出される前の状態について暫くくらは……

○委員長(補見義男君) 三十分ぐらいは我慢して貰ひます。

○板野勝次君 私は今日は相当用意して来たのですが、そういうことなら、大休二、三の点について質問申上げたいと思ひます。

その第一点は、この食糧確保臨時措置法には、今の現農林大臣はすでに農林委員として反対の意思を表明されておつたと思ひます。従つてこの食糧確保臨時措置法をお出しになるのは、農林大臣という責任ある地位からして、当然農林大臣が野党にあつたときに、農林委員として、抱負を語られ、政府を追及されたそのことが、逆に農林大臣として、この食糧確保臨時措置法の上にその抱負が盛られなければならぬと思ひます。ところがこの内容を見てみましても、そういう抱負が盛られていない。従つて私はそういう揚足をとるわけじゃないですけれども、苟くも農林大臣の御要職に就く以上は、みずからの抱負が実現し得ない状態ならば、むしろその職をお受けにならないということが政治家としてとるべき道でなからうかと考へるのであります。その点に対する見解を第一に伺いたいのと、第二点は、この食糧確保臨時措置法の理由書に、「連合國司令部の主要食糧集荷に関する覚書に基づき、経済九原則」云々であるのであります。今まで我々は農林関係の提出議案の審議の際に、政府提出の理由書の中にこのようなものはなかつたと思ひます。ところがこの理由の書き方からして、これは覚書に基いておるのだから、どうしても鵜呑みにしなければならぬものだ、こういうふうな威嚇的な感じが強く持たされておるのは、誠に遺憾に思つておるのですが、併しこれは私は決して國會が法案審議の自主権を放棄したということにはならないように思ひます。併し若し自主性がなくなれば、もう覚書をそのまま出して來るといふものなら、我々はどうも審議をする必要がないと思ひます。若し併し國會が独自の立場で自主性を持つてこの法案に対して賛成、反対、修正か、自由に國會議員の責任において論議し得るものとするならば、このような理由の提出の仕方ではなくして、この「連合國司令部の主要食糧集荷に関する覚書に基き」という点までは削除して、そうして國會議員が自由なる立場において十分審議し得るといふ立場を明らかにせられるのが正当ではないかと思ひますが、それが第二点であります。

第三点は、昭和二十四年度の農業計画というものが如何なる方法で立てられておるか、それは供出の割当等が科学的な調査の上に、例えば地力調査、一筆調査等の科学的な調査の上にやらなければならないことは勿論であります。併し、そのような方法によつて農業計画がなされておるかどうか、言い換へますと、昭和二十四年度の農業計画の科学性があるかどうか、こういう点に對して農林大臣はどのようにお考へになられておるか、又その第三点は、農業計画に附帯して、主要食糧の農産物の最大限増加に必要な諸措置をとるといふ点について、どういふふうな具體的な最大限の諸措置が講ぜられておるか、又報奨の途について、どういふ具體的な報奨の途を講ぜられようとしておるかどうか、これは食糧法の第三條にも明示されておる点でありまして、不幸にして私は今日までこの報奨の措置についての決定が公表されているのをまだ聞いていないのであります。若しこのような諸措置が講ぜられていないならば、このような食糧法の改正を出されるということは、以前にいろいろ諸措置が講ぜられておること、それが前提条件でなければならぬので、法案審議に入り得る可能性が極めて薄いのではないかと思ひます。その三点について先ずお伺ひしたいと思ひます。

向う一つ、第四点は、本年度の食糧の需給の見通しをどういふふうにしておられるかどうか、これは農林大臣も食糧法審議の際において、一体農民はどの程度まで供出の責任を負わなければならないのかどうか、どれだけ食糧が要するののかどうかというふうなことがはつきりしないじやないか、食糧の需給の見通しはどうかということ、政府に質されておるのであります。このことは私も今日尙正當なあなた主張であつたと思ひます。従つて食糧の需給の見通しがどういふふうになつて來ておるか、こういうこともこの審議に入る上に大切な点であると思ひますので、その食糧の需給見通しに不安があるとかないとか、具體的にこの機會に示して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(森幸太郎君) 板野さんにお答へいたします。私はこの供出制度の現在のやり方については、決して完全なものと思つておりません。どうしてもこれは根本的にそのやり方を定め

なければならぬという事は、曾て私が農林委員をいたしておりました時、今日も変らないのであります。併し根本的に制度の方針を要するといふことにつきましては、慎重に考へて行かなければなりませんし、又相当の調査も必要であるのでありますから、殊に米穀年度の途中においてこれを變更し、又は變更の方針を臆氣ながらもこれを示すといふことは、供出の混乱を來すわけでありまして、その時期等も選ばなければならぬと、かように考へておるわけでありまして、殊に超過供出に對しまして、これを法的に処置しなければならぬといふことになりましたことは、今お述べになりました通り、お察しの通り、先方よりこゝういふふうにしなければならぬといふ覚書が交付されたのであります。これは前大臣の時でありまして、その方針に基いて、今回法の改正を処置いたすことにいたしました、皆様の御審議を仰いでおるわけでありまして、そういう事情をあらさずにその提出の理由に書いて、何だか威圧的にやるようではなからうか、又動かすべからざるものならば、もはや國會の審議を必要としないではないかと、いふふうな考へ、又御意見が出ておるわけでありまして、今日日本の政治の情勢は、私が今更申上げるまでもないのであります。國會の審議は飽くまでも民主的に、國會の意思によつて審議されるべきものであるといふことは申上げるまでもないのであります、予算の提出につきましても、勿論政府が責任を持つて予算の編成をいたし、これを國會に提出することになつておるのであります。その他の法案におきましても勿論政府の

責任においてこれを法文化し、皆様の御審議を仰いでおるのでありますから、この日本の現在の客觀情勢をよく察知して頂いた上において審議を進めて頂きたいと、かように考へるのであります。さういふに自分意思に副わぬいふことはいかんではないか、むしろさういふ衝に當らない方がいゝのではないかと、いふ御意見であります。今日日本の食糧事情が、御承知の通り、連合國から或る量を買わなければ需給が立たないといふ段階におきまして、これを全然断り得る日本に確信があれば勿論何でもないのであります。が、いふ／＼増産方面に手を盡くしておりまするけれども、尙この輸入食糧を断るといふ段階には進んでおりません。而もこの輸入しておる食糧のために、アメリカの國民にいたしましては、傳へ聞くとこゝろによりますれば、一ドルの税金が加重されておる。これはひとり日本だけではありません。アメリカの市民諸君がそれだけの税金を特に負担されておるといふような現段階を開きまするときに、日本に若し食糧に余裕が生ずるといふような場合があつて、尙且つ安易として海外から食糧を輸入して貰うといふことは、道義の上から申しましても申訳がないのであります。然るに、今日この供出割當が、先程申しましたように、本當に合理化されておりましたために、中には苦しいわゆる裸供出をしなければならぬ場面があります。又中には、供出をいたしましても尙且つ幾らかの余裕もあり、又農村の氣持をいたしましては地方食をとりまして、さうして自

分の保有いたしました食糧を余して行く、いわゆる節食、節米によつて食糧をここに出し得る余地を作つて行くといふ点もあるものであります。從來地方には地方食といふものがありまして、地方獨特の「さつまいも」の生産地は「さつまいも」が主体となり、又その他の雜穀の生産される地方において、雜穀を主要食糧として、外の米なりさういふものを補つておつたといふやうな地方も相當あるのであります。いわゆる地方の食事情といふものは、各地方々々においていわゆる適切な食糧の事情をとつて來たのであります。さういふやうな立場に今日農村が歸りますならば、一定の保有米を除きました米を節米して、尙幾らかでもこれを供出するといふ余力がでないとも計られないのであります。それが超過供出をお願いいたしました意味でありまして、もとより本年は自主的に出して頂くといふことをお願いいたしましたのであります。が、食糧事情等の關係から、關係方面の考へ方もありまして、超過供出をする。今年には完全にできたが、こゝういふやうなことを若し余裕があるならば、これを出し得るやうに法制化すべきであるといふことが、昨年の十二月でありましたか、こちらに指令がありまして、さうしてこれを法制化したことになりましたのであります。もとより事前割當が合理的に行われ、事前割當を基礎といたしました食糧事情がうまく行つて、予定の配給が得ることがになりますれば、敢えて超過供出を法制化したとしても、これを強行する必要もなければ、又超過供出に依存しなくても、當初の事前割當を以て配給が完遂されるのであります。

す。さういふ氣持で、その食糧事情によりまして、法制化して、完全に集荷するといふことにしたいと、かように考へておるわけでありまして、本年は、御承知の通り、麦作も一部において植え変えをしなければならぬやうな事情もありませんし、またとつて見ない「さつまいも」、これからとるさういふやうな食糧を併せて需給推算を立てておるやうな情勢でありますので、幸いに超過供出も百三十万石は十分にできましたので、今年の食糧事情については、先づ一應將來に對して樂觀し得られるやうな情勢であるのであります。併しながら、まだ／＼これから「さつまいも」でありますし、本年獲る早場米も含まれております。今日まだ青々といたしております麦もその食糧の中に加つて行くのであります。それから、而もアメリカの國會が七月から開かれました、果して日本の懇請いたしましたおける食糧が、その通りに日本に輸入されるか、これも未知数でありますので、今日はただ計画の上において決して心配はないといふ立場にはあるのであります。けれども、決して油断はできません。それでありまするから「いさつまいも」等につきましては、特殊の貯藏法を考へまして、これを一個でも粗末にしないやうにして行きたい、アメリカから食糧を買つておるといふことを忘れずに、内地にできまます食糧はできるだけ集荷の途を考へて行かなければならぬ、こゝういふ情勢を考へまして、これを法制化することにしたわけでありまして、君は自分の心の中では反対しながらさういふ法案を責任を持つて出すといふことはいけぬではないかといふお

叱りを受けたわけでありまするが、今日の事情といたしましては、この供出制度が本當にまだ合理的になつておらない今日の段階といたしましては、こゝういふ措置も止むを得ないではないかと、かように考へておるわけでありま

す。向二十四年度の農業計画につきましては、今申しました通り、いふ／＼の事情、又未知数のものが沢山あるのであります。が、あらゆる施策を講じまして、さうして食糧の確保に努力いたしましたならば、アメリカの好意と相合せて、現在計画いたしております配給は決して心配がないのではないかと、かように考へておるわけでありま

す。又報奨物資に對しましても、昨年度より以上の報奨物資を確保いたしました。この供出に對する感謝の氣持を表したいと、かように考へておるわけでありま

す。御質問を一括してお答えいたしましたやうな次第であります。以上事情をお察し願ひたいと思ひま

す。○板野勝次君 只今、この報奨の途その他についてはまだ未知数の点があるといふことではあります。それはスキヤツピンの四十七号の「主要食糧集荷の件について」、主要食糧集荷の前提として、日本政府は、一、主食の最大限増加に必要な諸措置を継続すること、二が、主食を生産供出するため、農民に對し報奨措置を講ずることが指令されておるが、これら措置について詳細説明されることなしには、この法案の審議に入ることには極めて困難でありますし、尙この点につきましては、聞くところによりまして、四月二十五日附で農林委員長から農林省へ資料の提出

す。○板野勝次君 只今、この報奨の途その他についてはまだ未知数の点があるといふことではあります。それはスキヤツピンの四十七号の「主要食糧集荷の件について」、主要食糧集荷の前提として、日本政府は、一、主食の最大限増加に必要な諸措置を継続すること、二が、主食を生産供出するため、農民に對し報奨措置を講ずることが指令されておるが、これら措置について詳細説明されることなしには、この法案の審議に入ることには極めて困難でありますし、尙この点につきましては、聞くところによりまして、四月二十五日附で農林委員長から農林省へ資料の提出

が要求されておるやうであります。またその資料も提出されておらないといふことでもあります。繰越して申しませんが、この前提条件がはつきりするまでは、どうしても本法案の審議を進めることは適当ではないと考へられます。至急責任ある資料を提出して、さうして農林大臣から詳細にその点に對する説明をして頂きたいということ

が生産費調査をして、あたかもパリティイ計算が合理性を持つておるものだと

て安当であるとお考へになつておられるかどうか。更にもう一つは農業計画の中にすて私は超過供出を意圖して

りの金額を獲得でき得なかつたのでは

リテイー計算を裏付けるために、こと

それから第二には、どうも大臣が進んでやられた、大臣に就かれた抱負というものを、先程の答弁の中から汲み取ることができなかつたと思ふのであります。一例を申し上げますならば、農産物價の問題にいたしまして、災害復旧土地改良補助金等の問題にいたしまして、少しも農民の納得し得るやうな施策は何一つなされてない。

ものが放正されるということが勿論必要でありましようし、供出につきましても、司令部から指示されるまでもなく、我々は農業の再生産に必要な諸施策が講ぜられるならば、これは完全に

以上をこの機会に承つておきたいと思ひます。第一の点は少し長くなりますから、これは資料の提出を求め

が、超過供出といふことは、もとより

を安價にするとか、或いは課税の方面

が熱意を持つて農業の拡大再生産のために努力されるという意圖が示されま

なすし、若しこれが実現し得ないのなら

はすでに皆さんに申上げました通り、

て、消費者價格に加工してゐるのはそ

の價格を下げる、或いは課税方面にお

か、どういふことは甚だ疑問なもので

の方向に改正される意圖があるのかど

おきまして、若しこの年度途中におき

ますから、さういふ措置をとつたこと

の價格を下げる、或いは課税方面にお

考慮を拂つて行きたい。かように考えているわけでありませぬ。

○羽生三七君 私時間がないから簡単に御尋ねいたしますが、先程の板野議員の質問とやや似た点もあると思ひますが、第一番にこの総司令部の今般の食糧問題に關する要求なり覚書というものが細目に亘つたものであるかどうかということでありませぬ。何故ならば、私は総司令部の要求というものは、日本の食糧の需給度を昂めるといふことを要求いたしておるのであると解釈しております。そういったと、先程板野君がお話になつたように、例へば対日援助資金等によつて、これを農業の増産なり、或いは農民の増産意欲を促進するような方向に織込むならば、實際的にはそのことの方が食糧需給度が昂まるのじやないか。私共はそういう解釈をいたしております。例へばこれまでも指摘されたように農業の災害、或いは税金の問題等、逆の方向へ施策が行なわれて、實際には農民の増産意欲を阻害するような方向を取りながら、法律的には逆に超過供出を要求するといふ方式が、果して日本の食糧需給度を昂めるかどうか。これは先般本院において食糧増産確保に關する決議案が出て、農林委員長から詳細の説明があつたことに関係するのであります。説明があつたことから考えますと、どうしても私共は施策さえよろしければ明らかに農民が食糧の需給度を昂め、又そういう意欲を十分持つてゐるにも拘わらず、實際には、その点には触れないで又逆の方向を取りながら法律化だけが先行して行くといふことは誠に遺憾と思つております。そこでそういう点に關して総司令部は細目に

亘つての指令を出しているのか、或いは食糧需給度を昂めればそれで足りるということであるのか、その点を第一にお伺ひいたします。

○政府委員(安藤子藤吉君) お手許に行つてゐるかと思ひますが、スキヤビンの内容を一應眺上げて見ます。昭和二十三年十二月二十四日、宛先日本政府、こういふのがあります。件名、主要食糧集荷に關する件、これは一として、A昭和二十年九月二十二日附連合國總司令部指令第三号(スキヤビン四七号) B昭和二十三年十二月十九日附總理大臣宛連合國最高司令官の書簡を参照のこと。

二として、國內産主要食糧の実行可能な最大限の数量の集荷は總ての日本人に入手し得る食糧の公平な分け前を確保するために亦書簡簡書一及びそれに附した第九項に規定された諸目的を達するために必要欠くべからざるものである。現行食糧管理諸法律には、主要食糧の供出割当は爾後増加せしめられないことを規定してゐる。事前割当が増加せしめられないという規定は限られた入手し得る國內産食糧の供給の効果ある統制の確保を不可能ならしめるものである。

三、スキヤビン四七号に對し日本政府は次の措置を取ること。A主要食糧農産物の最大限増加に必要な諸措置を継続すること。右の内には主要食糧を生産し供出するため農民に對し報償措置を講ずることを含む。B利用し得る主要食糧農産物の最大限実行可能な集荷を確保するための諸措置を取りこれを完遂すること。右の内には收穫の諸條件が確定した收穫時又はその直前に

おいて法的に強制力を伴う追加割当を規定するため必要な諸法令を改正又は公布することを含む。これが參つておりますスキヤビンであります。

○板野勝次君 今の、先程スキヤビンの資料の提出を求めておるのに對して、これはやはり出して貰わんと審議するのに實際に困ると思つております。

○委員(橋本虎雄君) この増産措置を継続してやれといふことですね。それから報奨措置を講ずること、この二つの点に對して具体的資料が貰いたい。その資料は現在の食糧確保臨時措置法の第三條にもそのことが政府の責任としてつきり謳われておるのだから、その資料を寄越して貰いたい。こういうことなんです。委員長から実は御紹介申上げておるのもそういう趣旨なんです。この機会に敷衍して私から申上げて置きますと、これは食糧管理局關係になるといふよりは、むしろ他の局の關係が多いと思つております。丁度今お見えになつておりませんから、政務次官なり或いは食糧局長官から御傳へ願ひたいのですが、私共の一番資料として望むことは、先程板野さんが言われた増産確保のための現行法において、政府の義務としておる資料、これは肥料なり、それから農薬なり農機具、こういうような資料、それから資金、こういうものについて増産確保上どういふ措置が本年予想されておるか。それから政府の増産措置について、昨年度どういふ措置が講ぜられ、そのうちどういふものが本年落ち、或いは本年どういふものが新らしく加つたかという昨年或いは一昨年と本年との比較の資料を、できる限り詳細に出して頂きたいと思つております。

これが実は今のスキヤビンの最後の政府の措置としてA、Bの中のAの事項として、私共は非常に重要視しておることなんです。その点を特に出して頂きたいと思ひます。

○板野勝次君 大臣は私の先程の供出の問題について述べられなかつた。何でも持つて行くのだ。完全な供出が得られないのでどうしても下から持上げて行かなければならぬのじやないかといふことに対して大臣は答弁されなかつたのです。それから一番最初にも二十四年度の農業計画というものがどういふ方法でやられたのか、供出の割当というものは科学的な基礎の上に立つておると思はれるかどうか。この点についてもお答がなかつた。それから米價が農民が満足する米價であるかどうか。そうして現在の米價というものが妥當と思はれるのかどうかという、この三点についてお答がなかつたので、重ねてその点に對する大臣の答弁を伺つて置きたいのであります。

○國務大臣(森本太郎君) それは供出制度が私のいふのは本當の合理的でないといふことなんです。下から盛上がつて生産者が納得して供出するといふ制度でなしに、從來の作柄事情、又その土地の作柄事情等を勘案いたしました。この供出の事前割当をいたしておるといふことに不合理な点があるのではありません。これを私は根本的に改めて行かなければならぬ、かように考えておるのであります。これは容易ならざる仕事であります。この供出後における地方農村の現状について、いろいろそこに不平があり、不満がある、或いは耕作を断るといふような場合が出て來ますこと。又は還元配給を

しなければならぬといふような苦しい立場に農業生産者を置くといふことが、今日の割當が合理的でないといふことを私は意味しておるのではないかと、かように考へますので、この点につきましては十分將來改めて行きたいといふのが私の念願であるのであります。

價格の面につきましては、決して私は妥當とは考へておりませぬ。併し生産費と申ししても、いつか申しました通りなかく容易にこれは精巧なものは把握でき得ないのであります。やはり今日はパリティ計算を基礎としてやつておるわけでありませぬが、パリティ計算と言ひましても、爲替レートの變更によりまして、又おのずからこれも考慮して行かなければならぬと思つてあります。従つてこの六月に参りまして、昨年の供出したしました麦につきましても、或いは今年の十一月かに今年の米の價格を決めます上におきましても、現在のパリティ一四十三に根拠すべきかといふことは考へなければならぬのであります。その當時のパリティ指数によつて定めて行きたい、本年の六月に定めますパリティによりましては、昨年に供出したしました麦に對してはこれを返してやるという措置も、これは當然取つて行かなければならぬと思つてあります。一應この七月、十一月に決めます米價に對しましては、パリティ指数によつてこれを定めるより適當な途はないかと考へておるわけでありませぬ。

○委員(橋本虎雄君) いろいろ伺ひたいと思ひますが、本日はこの程度にして散会いたします。

午後四時四十二分散會

出席者は左の通り。

理事 委員長 楠見 義男君

委員 羽生 三七君
石川 準吉君
藤野 繁雄君

北村 一男君
柴田 政次君
星 一君
加賀 操君
山崎 恒君
板野 勝次君
國井 淳一君
岡村文四郎君

國務大臣 農林大臣 森 幸太郎君

政府委員 農林政務次官 池田宇右衛門君
農林事務官 (農政局長) 山添 利作君
食糧管理局長官 安孫子藤吉君